

令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について 福島県 檜枝岐村

■実施状況

<令和8年3月時点>

交付限度額	20,956千円
うち令和7年度 交付決定額	20,956千円 (100%)
うち令和8年度 交付決定額	—
残額	—

■主な事業概要 ※規模の大きい事業を最大5つ程度を記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

生活者支援

◆**檜枝岐村消費生活支援お米支給事業** 事業費：2,716千円 ※食料品特別加算を活用
物価高騰支援として当村に住所を有する者に対し1人5kg分の米を支給。

◆**檜枝岐村消費生活支援事業** 事業費：9,700千円 ※食料品特別加算を活用
物価高騰支援として当村に住所を有する者に対し1人2万円を現金支給。

◆**檜枝岐村水道・温泉料減免事業** 事業費：7,040千円
物価高騰支援として当村に住所を有する世帯に対し、令和8年1月～8月利用分の水道及び温泉料金の基本料金を全額減免。

◆**檜枝岐村子育て支援事業** 事業費：740千円
物価高騰支援として当村に住所を有する18歳までの子ども1人につき1万円を保護者に支給。

◆**檜枝岐村灯油補助事業** 事業費：700千円
灯油高騰対策として令和8年3月～4月分の灯油代について、1ℓあたり10円の値引きを実施。

※当村は事業者支援の実施はありません

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	檜枝岐村消費生活支援お米支給事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている村民に対し、高騰している米の現物支給を行ない、村民の生活を支援し、物価高騰の負担を軽減する。 ②現物支給 ③485人*5,600円(米5kg)=2,716千円(うち一般財源61千円) ④R8.1.1時点で村に住所を有する者	R8.1	R8.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援	檜枝岐村小中学校給食費支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保護者の負担を軽減するため、学校給食費の保護者負担分の支援を行なう。 ②学校給食費保護者負担分 ③小中学校児童生徒46人*2,184円*2~3学期分=201千円(うち一般財源なし)※教職員分の給食費は含まない ④檜枝岐小中学校に在籍する児童生徒の保護者	R8.1	R8.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	檜枝岐村水道・温泉料減免事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている村民に対し、当村のライフラインである水道及び温泉の基本料金を免除することで村民の負担を軽減する。 ②減免 ③670千円(温泉基本料)+210千円(水道基本料)=880千円*8ヵ月=7,040千円(うち一般財源1,040千円)※公共の施設は含まない ④R8.1.1時点で村に住所を有する世帯	R8.1	R8.3
4	④消費下支え等を通じた生活者支援	檜枝岐村灯油補助事業	①豪雪地帯での生活に欠かせない灯油が物価高の影響を受けており、村民が安心して生活を送れるよう補助を行ない、消費の下支えを通じた村民の生活支援と経済活動の活性化を図る。 ②灯油補助(1ℓあたり10円の値引きを実施。村民限定で販売価格を割引し、JAGSから役場へ請求してもらう。) ③灯油 @10*70,000ℓ=700千円(うち一般財源100千円) ④村民全世帯(約200世帯)	R8.3	R8.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算 ④消費下支え等を通じた生活者支援	檜枝岐村消費生活支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている村民に支援金を交付することにより消費の下支えを通じた村民の生活支援と経済活動の活性化を図る。 ②支援金 ③485人*20千円=9,700千円(うち一般財源200千円) ④R8.1.1時点で村に住所を有する者	R8.1	R8.3
6	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	檜枝岐村公共施設灯油補助事業	①豪雪地帯での生活に欠かせない灯油が物価高の影響を受けており、住民が利用する診療所、社会福祉センター、公衆浴場3箇所、スキー場、公民館、小中学校及び児童館で使用している灯油代金の一部補助を行ない、支援する。 ②灯油補助(1ℓあたり10円の値引きを実施) ③灯油 @10*132,000ℓ=1,320千円(うち一般財源20千円) ④公共施設	R8.1	R8.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	檜枝岐村子育て支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保護者に対して支援金を交付し、保護者の負担を軽減する。 ②支援金 ③74人*10千円=740千円(うち一般財源40千円) ④R8.1.1時点で村に住所を有する18歳までの子供のいる保護者	R8.1	R8.3